

NPO 法人 大木町スポーツ協会表彰規程

(趣旨)

第1条 この規程は、NPO 法人大木町スポーツ協会の発展に功績のあった者並びに本町
体育スポーツの向上発展に功績のあった団体及び個人の表彰に関して必要な事項を定
めるものとする。

(表彰の種類)

第2条 この規程による表彰は、次のとおりとする。

- (1) 功労賞
- (2) スポーツ功労賞
- (3) スポーツ奨励賞

(表彰の対象)

第3条 表彰候補者は、本町に在住する者、町内団体に属する者、及び町内学校に在籍
する児童、生徒とする。

(推薦の方法)

第4条 加盟団体長等は、第2条の各号に該当する者がいるときは、別に定める推薦書
を本会会長に提出する。なお、協会役員についての推薦は、事務局にて行う。

(選考)

第5条 選考は、協会加盟団体長等の推薦に基づき、理事会において表彰者を決定する
ものとする。

(表彰)

第6条 表彰は毎年1回行うものとし、表彰状及び記念品を授与する。

(表彰の時期)

第7条 表彰の時期は会長が決定する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 2 従前の「大木町体育協会スポーツ顕彰制度」は廃止する。
- 3 この規程は、令和 3年 4月24日より施行する。

NPO 法人 大木町スポーツ協会表彰規程施行細則

(趣旨)

第1条 この細則は、NPO 法人大木町スポーツ協会表彰規程（以下「規程」という。）
第8条の規定に基づき、被表彰者の推薦等について必要な事項を定めるものとする。
(表彰の基準)

第2条 規程第4条の規程による推薦は、次の各号に定める表彰基準に該当する個人及び団体に対して行うものとする。

(1) 功労賞

- ア 協会の会長（退任後）
- イ 協会の役員として、その期間が15年以上で特にその功績が顕著な者
- ウ 加盟団体の役員として、その期間が15年以上で特にその功績が顕著な者
- エ 本加盟団体及び地域で15年以上指導者として実技指導等にあたり、スポーツの振興に特に功績があった者

(2) スポーツ功労賞

- ア オリンピック大会及びパラリンピック大会に選手として出場した者
- イ 権威ある国際大会（世界選手権、アジア大会及びユニバーシアード大会等）において入賞した者
- ウ 全日本選手権及びこれと同等の大会において優勝した者
- エ スポーツ競技会において日本記録を樹立した者
- オ 全国大会規模の競技大会において優勝または新記録を樹立した高校生以下の者
- カ その他スポーツ競技に特別の功績があったと認められる者

(3) スポーツ奨励賞

- ア 全国規模の競技大会において入賞または新記録を樹立した者
- イ 九州地区総合体育大会で優勝、準優勝または新記録を樹立した者
- ウ 九州大会規模の競技大会において優勝、準優勝または新記録を樹立した高校生以下の者
- エ その他スポーツ競技に特別の功績があったと認められる者

2 本規程による表彰は1回限りとする。ただし、スポーツ功労賞、スポーツ奨励賞については、この限りではない。

3 本規程により受賞した者は、大木町表彰に具申することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成31年 4月 1日より施行する。
- 2 この細則は、令和 3年 4月24日より施行する。